

大津市庁舎整備基本構想策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 市役所庁舎の整備に係る基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関し、学識経験を有する者からその意見を聴取するため、大津市庁舎整備基本構想策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(意見を聴取する事項)

第2条 懇話会においては、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) その他懇話会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、学識経験を有する者7人以内をもって構成する。

(会議)

第4条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて、市長が招集する。

- 2 第8条の規定により庶務を担当する課の長（以下「庶務担当課長」という。）は、懇話会の構成員のうちから、座長及び副座長を指名することができる。
- 3 座長は、会議の進行を行う。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長が会議の進行を行う。
- 5 庶務担当課長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則公開とし、公開に関する事項は、別に定める。

(会議の開催の特例)

第6条 会議は、市長が必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法により開催することができる。

(個別聴取)

第7条 市長は、必要と認めるときは、会議を招集せず、懇話会の構成員から個別に意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。